
登録資格を満たさないAC. JPドメイン名の登録の経緯と今後の対応

■経緯

- 2018年12月、登録資格のない個人によりAC. JPドメイン名が新規登録された。

○原因

- + JPドメイン名は、指定事業者が登録者の本人確認と登録要件の確認を行うこととなっているが、指定事業者における確認が不十分であった。
 - + JPドメイン名登録に関する最終責任はレジストリであるJPRSにあるので、AC. JPドメイン名登録後にJPRSにて登録要件を満たしているか全件確認しているが、その全件確認において、担当者交代・引き継ぎの際に当該AC. JPドメイン名が確認対象から漏れていた。
- 2019年4月5日、当該AC. JPドメイン名について、外部より成人向けコンテンツのアドレスとして利用されているという問い合わせがあり、JPRSにて登録情報の確認を実施。
 - 同日、当該AC. JPドメイン名が登録資格を満たしていないと判断し、ドメイン名登録の属性型JPドメイン名登録規則第20条に定めるネームサーバ設定の解除を行った。
 - 同日、属性型JPドメイン名登録規則第31条に定める「登録申請の不承認の事由があることが判明したとき」に該当すると判断し、その後、登録者への書面での確認手続きを経た上で、4月22日、当該AC. JPドメイン名の登録取消。
 - 4月26日、総務省へ経緯と原因、再発防止のための取組みについて報告し、総務省からJPドメイン名の管理・運用が適切に行われるよう要請された。

■対策

- JPRSにおける業務手順改善【対応済み】
- AC. JPIについて、JPRSが改めて登録資格確認を全件実施【継続】
 - + 改めて登録資格を確認するための書類を求める必要があると判断したものについて調査を継続中
(登録資格を満たしていないと判断したものについては、適宜ネームサーバ設定の解除及びドメイン名の登録取消を実施。)
- 登録要件の確認に関する今後の在り方の検討【継続】
- 指定事業者に対して、登録要件を適切に確認した上でドメイン名を登録申請するよう要請

■参考：属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する規則（抜粋）

第20条（登録の更正・抹消等）

当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合、登録原簿の更正もしくは抹消またはネームサーバ設定の受付の制限もしくはネームサーバ設定の一時解除をすることができる。

- （1）過誤により登録原簿が処理された場合
- （2）登録情報が正確でないことを確認した場合
- （3）その他当社が必要と認めた場合

第31条（登録の取消）

下記各号の事由がある場合、当社は、属性型地域型JPドメイン名の登録を取り消すことができる。ただし、第4号および第6号の場合には必ず取り消さなければならないものとする。

- （1）登録申請の不承認の事由があることが判明したとき
- （2）当社所定の方式により登録者から登録の意思がないことを確認したとき
- （3）登録者が第4条第2項の求めに応じずまたは第26条第2項もしくは第28条に定める義務に違反したとき
- （4）第三者から、登録された属性型地域型JPドメイン名の使用の差し止めを命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があったとき
- （5）その属性型地域型JPドメイン名の登録が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く状況が生じたとき
- （6）認定紛争処理機関にて取消の裁定があり、裁定結果の通知から10日以内に、裁判所へ出訴したことの証明が登録者から提出されないとき

以上